

## 第5次阿久比町総合計画策定会議設置要綱

### (設置)

第1条 第5次阿久比町総合計画(案)(以下「総合計画」という。)の策定にあたり、第5次阿久比町総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定会議は、総合計画の策定に関する重要事項の審査及び調整を所掌する。

### (策定委員会)

第3条 策定会議に、策定委員会を置く。

2 策定委員会は、総合計画の基本的事項の調整及び決定に関することを所掌する。

3 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長、副委員長及び委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

5 策定委員会は、委員長が招集し、会務を総理する。

6 策定委員会は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (策定部会)

第4条 策定会議に、策定部会を置く。

2 策定部会は、次の部会から構成し、総合計画の策定に関する基本的事項の調査、検討を所掌し策定委員会に総合計画素案その他必要な資料を提出する。

(1) 生活環境策定部会

(2) 健康福祉策定部会

(3) 教育文化策定部会

(4) 都市基盤・産業振興策定部会

(5) 行財政策定部会

3 策定部会は、部会長、副部会長及び部員をもって組織する。

4 部会長、副部会長及び部員は、別表2に掲げる者をもって充てる。

5 策定部会は、部会長が招集し、会務を総理する。

### (作業部会)

第5条 策定部会に作業部会を置く。

2 作業部会は、次の部会から構成し、総合計画に関する基本的事項の調査、検討を所掌し部門別計画案を作成する。

(1) 生活環境作業部会

- (2) 健康福祉作業部会
- (3) 教育文化作業部会
- (4) 都市基盤・産業振興作業部会
- (5) 行財政作業部会

- 3 作業部会は、部会長、副部会長及び部員をもって組織する。
- 4 部会長、副部会長及び部員は、別表3に掲げる者をもって充てる。
- 5 作業部会は、部会長が招集し、会務を総理する。なお、必要に応じ部員以外の出席を求め、意見等の聴取のほか、必要な資料の提出を求めることができる。

(協力員)

第6条 作業部会に協力員を置く。

- 2 協力員は、総合計画策定に関する部門別計画案の作成に協力する。
- 3 協力員は、主任以下全職員とする。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月15日から施行する。